

議案第217号

大阪市防災会議条例の一部を改正する条例案

大阪市防災会議条例（昭和38年大阪市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「学識経験のある者又は市の職員の中から、市長が委嘱し」を「第3条第5項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、」に改める。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（部 会）

第7条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ当該部会に属する委員のうちから部会長の指名する委員がその職務を代理する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年5月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

防災会議に部会を設置するとともに、専門委員となる者の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市防災会議条例 (抄)

(専門委員)

第5条 省 略

2 専門委員は、学識経験のある者又は市の職員の中 から、市長が委嘱し 又は任命する。
第3条第5項各号に掲げる者 うち 委嘱し、

3 省 略

(幹 事)

第6条 省 略

(部 会)

第7条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ当該部会に属する委員のうちから部会長の指名する
委員がその職務を代理する。

(委 任)

第7条 省 略

第8条